

2024年4月23日

各位

会社名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役グローバルグループ代表 永守 重信
取引所 東証プライム (6594)
所在地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 渡邊 啓太
電話 (075) 935-6150

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年4月23日開催の取締役会決議により、2024年6月18日に開催予定の第51期定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 新経営体制を踏まえ「株主総会および取締役会の運営」見直しを行い、現行定款第13条および第21条に定める株主総会および取締役会の招集権者および議長を変更するものであります。
- (2) 当社を取り巻く環境変化に応じた最適な業務執行体制を実現するため、役員取締役選定の柔軟性を確保することを目的として、現行定款第20条第2項を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 第11条～第12条 <条文の省略> (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>取締役会長</u> にさしつかえあるとき、あるいは <u>取締役会長</u> が指名したときは、 <u>取締役社長</u> がこれに代わる。 3 <u>取締役会長</u> および <u>取締役社長</u> にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 第14条～第16条 <条文の省略>	第3章 株主総会 第11条～第12条 <現行通り> (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役グローバルグループ代表</u> がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>取締役グローバルグループ代表</u> にさしつかえあるとき、あるいは <u>取締役グローバルグループ代表</u> が指名したときは、 <u>取締役社長</u> がこれに代わる。 3 <u>取締役グローバルグループ代表</u> および <u>取締役社長</u> にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 第14条～第16条 <現行通り>

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第17条～第19条 <条文の省略>	第17条～第19条 <現行通り>
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第20条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。	第20条 <現行通り>
2 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名、 <u>取締役副会長若干名、取締役社長1名</u> ならびに <u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u> を選定することができる。	2 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、 <u>取締役グローバルグループ代表1名</u> 、取締役会長1名、取締役社長1名、ならびに <u>その他の役付取締役若干名</u> を選定することができる。
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長または取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。	第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役グローバルグループ代表</u> がこれを招集し、その議長となる。
2 <u>取締役会長および取締役社長</u> にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	2 <u>取締役グローバルグループ代表</u> にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月18日
定款変更の効力発生日	2024年6月18日